

監査委員 告示 第 10 号

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、塩竈市監査基準により監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により公表します。

令和 6 年 6 月 4 日

塩竈市監査委員 菅 原 靖 彦
塩竈市監査委員 伊 藤 博 章

定期監査結果報告書

1. 監査等の種類

定期監査及び併せて行う行政監査

2. 監査等の対象

市民生活部浦戸振興課の財務に関する事務及びその他の事務

(令和 5 年度の定期監査時から令和 6 年度の定期監査時まで実施したもの)

3. 監査等の着眼点

令和 6 年度監査実施方針に基づき、財務等に関する事務の執行が適正かつ効果的に行われているか、各種の契約が公平性、透明性を確保しているか、公金収納が会計規則に則り適正に処理されているか、単純なミスを防ぐ等のチェック体制はどうなっているか等を着眼点として実施した。

4. 監査等の主な実施内容

事前に定期監査対象課から必要な資料の提出を求め審査を行った。監査当日は、歳入歳出の基礎となる帳簿、書類、証書など事務事業の執行に関する書類等の提出を求め、必要に応じて関係職員からの説明を聴取した。

また、予算の執行、物品、財産の管理、契約状況等事務事業の執行状況について、適法性、効率性、適正性などの観点から監査を実施した。

5. 監査等の実施場所及び日程

対象課内、令和 6 年 4 月 15 日(月)～同年 4 月 16 日(火)

6. 監査等の結果

財務に関する事務の執行、並びに事務事業の執行状況は、概ね適正に執行されていると認められた。

契約状況については、提出された資料に基づく契約件数が22件であり、その内訳は、一般競争入札が1件、指名競争入札が5件、随意契約が16件であった。随意契約については、地方自治法施行令による契約が前年度と同数の2件、市契約規則に基づく少額随意契約は、前年度と比較すると、市営汽船の備品購入に係る物件供給契約が増加したこと等により7件増の14件であった。なお、14件のうち1者見積の件数は5件、割合は35.7%であり、前年度から21.4ポイント増加している。

今後は事業の性質・内容等から競争入札や2者以上からの見積が可能なものはないか検討され、契約の公平性、透明性の保持に努められたい。

また、財務やサービスに関して、日付の記入もれなどの単純ミスが見受けられたが、一方では、会計年度任用職員の年次有給休暇の繰越日数を正確に把握し、年休付与日数の誤りを防ぐための表を作成し管理するなどの工夫も見られた。今後もこのような取組みを継続してほしい。